

広島市身体障害者更生相談所福祉用具等展示事業に関する覚書

広島市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは次のとおり合意したので覚書を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙と協力し、乙の所有する福祉機器・介護用品（以下「福祉用具等」という。）を広島市身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）展示室に展示し、及び試用に供すること（以下「事業の実施」という。）により、更生相談所並びに広島市立リハビリテーション病院及び広島市立自立訓練施設（以下「更生相談所等」という。）の利用者の自立支援等を図り、もって福祉用具等の適切な普及に寄与するものとする。

（対象となる福祉用具等）

第2条 乙が展示する福祉用具等は、別紙「展示福祉用具一覧表」のとおりとする。

（展示）

第3条 乙は福祉用具等の展示を、無償により行うものとする。

（期間）

第4条 福祉用具等の展示期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（展示場所）

第5条 福祉用具等の展示は、更生相談所展示室（広島市安佐南区伴南一丁目39番1号 広島市総合リハビリテーションセンター内）において行うものとする。

（権利義務の譲渡制限等）

第6条 乙は、この覚書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、事業の実施の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

（覚書の解除等）

第7条 甲は、第4条に定める期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

- (1) 甲がやむを得ない事由により事業の実施を取り止める必要が生じたとき。
- (2) 甲が福祉用具等を第1条の目的に使用する必要がなくなったと認めたとき。
- (3) 甲において、乙が次のいずれかに該当すると認めたとき。

ア この覚書に係る提案に関して、乙（乙の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

イ その他この覚書に係る提案に関して、乙がアに掲げる行為をしたことが明白になったとき。

ウ この覚書に係る提案に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これ

に対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

エ 警察等捜査機関からの通報等により、乙が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

(4) 乙が第1条の目的を達する見込みがないことが明らかであるとき。

2 乙は、第4条に定める期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

(1) やむを得ない事由により乙においてこの覚書を継続しがたいとき。

(2) 甲が福祉用具等を第1条の目的外に使用したとき。

(3) 甲が第14条に規定する場合を除き、乙の同意なく第三者に福祉用具等を使用させたとき。

3 甲又は乙は、前2項の規定によりこの覚書を解除しようとするときは、あらかじめ文書により相手方に通知しなければならない。また、この覚書の解除により甲又は乙が損害を受けることがあっても、その損害の賠償を相手方に請求することはできない。

(覚書解除の特例)

第8条 乙は、福祉用具等の全てについてその取扱を中止し、この覚書を解除しようとするときは、文書により甲に通知しなければならない。

(福祉用具等の撤去)

第9条 この覚書の有効期間が満了したとき、又は前2条の規定によりこの覚書が解除されたときは、乙は、甲と協議の上、すみやかに福祉用具等を撤去しなければならない。

(福祉用具等の変更)

第10条 乙は、第4条に定める期間中において乙の提供している福祉用具等の仕様や名称の変更があった場合は、福祉用具等の一部を変更することができる。

2 乙は、前項の規定により福祉用具等の一部を変更しようとするときは、あらかじめ文書により甲に通知しなければならない。

(準用規定)

第11条 第9条の規定は、前条により乙が福祉用具等を変更する場合に準用する。

(展示場所の変更)

第12条 甲は、福祉用具等の展示場所を第5条に定める場所から変更する必要がある場合には、乙と協議するものとする。

(福祉用具等の情報提供)

第13条 乙は、甲の要請に応じ、展示する福祉用具等に関して必要な情報提供を行うものとする。

2 乙は、利用者の便宜を図るため、必要に応じてその従業員を展示室に派遣し、福祉用具等の操作説明等、利用者の相談に応じることができるものとする。

3 甲及び乙は、展示室内において展示する福祉用具等に関する説明会を開催することができるものとする。

（福祉用具等の貸出）

第14条 展示している福祉用具等は、利用者に対する貸出は行わないものとする。ただし、あらかじめ乙が指定した福祉用具等については、更生相談所等の利用者に対して、更生相談所等の存する敷地の内外で試用することができるものとする。

2 前項ただし書の試用を行う場合は、更生相談所等の職員の管理を必要とする。

3 乙は、福祉用具等を試用に供しようとするときは、あらかじめ、その可否及び試用場所について、甲に通知し、その承認を得なければならない。

（福祉用具等の搬入・搬出・展示等の費用）

第15条 福祉用具等の搬入・搬出及び保守に関する費用は乙の負担とし、展示中の光熱費は甲の負担とする。

（福祉用具等の保守）

第16条 乙は、福祉用具等を良好な状態で展示・試用できるよう、必要に応じて点検・調整を行うものとする。

2 用途に応じた適正かつ通常の使用により福祉用具等に故障若しくは破損が生じた場合は、甲の要請により、乙は速やかに正常な状態に回復させ又は交換するものとする。

（福祉用具等の管理義務）

第17条 甲は、善良な管理者の注意義務をもって福祉用具等を管理し、使用しなければならない。

（福祉用具等の破損及び紛失の補填）

第18条 福祉用具等の破損・紛失への対策は乙の管理とし、破損・紛失した場合には、乙が補填するものとする。ただし、展示室管理上の重大な過失等、甲の責めに帰する事由により破損・紛失した場合には、甲・乙誠実に協議の上、甲がこれを補填するものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第19条 乙は、事業の実施に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団等をいう。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、事業の実施に支障が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行わなければならない。

4 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（一般的損害）

第20条 事業の実施について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 事業の実施につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等（甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適當であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(秘密の保持)

第22条 乙は、事業の実施に当たり知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この覚書を終了し、又は解除した後も、同様とする。

(疑義等の決定)

第23条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義事項が生じたときは、甲・乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
広島市長 松井 一實

乙 ○○○○○
○○○○
○○○○